

## 東京都による積立金への助成が行われます

- 配合飼料価格の高騰対策としては、民間（畜産経営者と配合飼料メーカー）の積立による「通常補填」※1と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」※2（国と配合飼料メーカーが積立）の二段階の仕組みにより、畜産経営者に対して補填を実施する「配合飼料価格安定制度」が実施されています。
- 東京都では、配合飼料価格が高騰していることから、特定の条件※3の場合に、畜産経営者の皆様が負担した**積立金の2/3を補填**する緊急対策を実施します。
- 通常補填基金への払い込みを証明する書類については、廃棄しないようにしてください。

※1 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合に発動

※2 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合に発動

※3 当該四半期の基準輸入原料価格が平成26年度から令和3年度までの基準輸入原料価格の最高値を上回った場合

本件に関するご質問等は下記までお問い合わせください。

東京都産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当

(03) 5320-4843

# 配合飼料価格高騰緊急対策

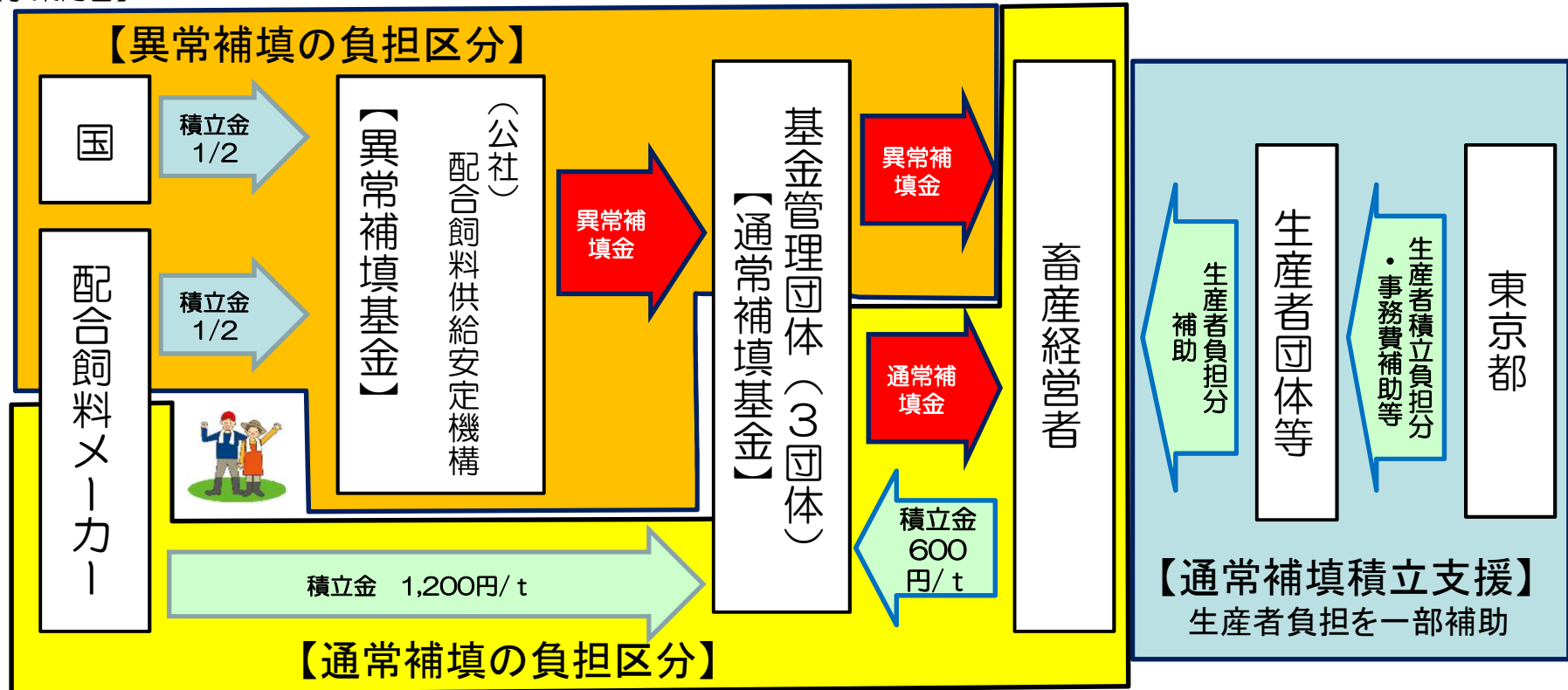
- ▶ トウモロコシ等の飼料原料が高騰する中、畜産経営への影響を緩和するために、「配合飼料価格安定制度」が整備され、実施されている。
- ▶ この原資は、国及び飼料メーカーと畜産経営者が積み立てを行っている。
- ▶ 畜産経営者の負担軽減のため、畜産経営者が負担している通常補填の積立金への補助を実施する。

## 【全体仕組み】

- ・基準輸入原料価格を超える部分に対して、通常補填が発動【生産者負担あり】  
飼料メーカーと畜産経営者が積立 R4年度の畜産経営者積立 600円/t
- ・直近1年の平均輸入原料価格が、基準輸入原料価格の115%を超える場合に、異常補填が発動【生産者負担なし】 飼料メーカーと国で積立

## 【事業内容】

補助率：畜産経営者積立の2/3  
 補助要件：国の制度に加入  
 補助条件：当該四半期の平均輸入原料価格が平成26年度から令和3年度までの基準輸入原料価格の最高値を上回った場合に補助



【通常補填の負担区分】

【通常補填積立支援】

生産者負担を一部補助